

第二次世界大戦後の日本の大学-戦後の大学改革期-

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2012-05-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/11760 |

第二次世界大戦後の日本の大学

——戦後の大学改革期——

吉 田 善 明

目 次

- 1 問題の所在——検討の視点
- 2 第二次世界大戦の終了と大学の再出発
 - (1) 日本の大学改革をリードするGHQ
教職関係者の教職追放
 - (2) 神道指令、教育勅語の扱いと宗教教育
 - (3) 文部省機構改革案と大学管理改革案の挫折
 - (4) 新制大学としての出発と展開
- 3 新制大学と高等教育機関の一元化
 - (1) 学制改革と高等教育機関の一元化
 - (2) 東京、京都両帝国大学の再出発
 - (3) 新制大学院改革
- 4 私立大学の改革
 - (1) 戦後の私立大学の再出発

- (2) 主な私立大学の再出発の状況
- (3) 私立大学の自治と公の支配
- 5 女子大学の教育の拡充
- 6 大学の自治と学生の地位
- (1) いわゆるイールズ事件——研究の自由をめぐる
- (2) ポポロ事件——学生自治の限界をめぐる
- 7 一応のまとめ

1 問題の所在——検討の視点

戦後の日本の大学は、戦争という悲惨な状況のもとにあつて、「大学としての体」をなさない状態の中から出発した。大学の本質である知的生産活動は制御され、人間の陶冶の教育は、国家主義、愛国主義教育のもとで行われ、自由な自立した大学の存在は、無にひとしいものであつた。多くの大学は、その廃墟から立ち上がるが、いくつかの壁を乗り越えなければならなかつた。その①は、戦時中、権力によって抑制された大学の状況を検討し、その反省の上になつて、大学の再生をはかることであつた。しかも、②その大学改革は、戦後、G・H・G（連合国最高司令官総司令部）の強い影響の下で進められるが、その内容はどのようなものであつたのか、③その内容を具体化するための組織として、教育刷新委員会⁽¹⁾、大学基準協会⁽²⁾が誕生する。その委員会ないし大学基準協会によって示された答申を、文部省がどのように受け止めていたのか、戦前の教育行政を担った文部省の廃止論はどのような展開を見せていったのか。小稿はこれらの課題を検討することにある。とくに、戦前の文部省は、国民に対し国家主義、愛国主義教育を、議会

統制から排除し、勅令主義の下で教育行政として展開してただけに、その役割をになった文部省それ自体の体質を検討することも重要である。そしてまた、④新しく生まれた新制大学の教育内容および管理運営体制はどのようなものであったのか、合わせて⑤戦後大学の体質改善に立ち上がる学生運動と大学の自治の関係についても若干ではあるが取り上げてみたい。

戦後の教育、大学改革と並行して取り組まれていたのが、いうまでもなく国の根本法である日本国憲法の制定作業である。したがって、教育、大学改革は、日本国憲法に適合したものでなければならぬ。日本国憲法二三条に「学問の自由はこれを保障する」と定めたが、これを定めた趣旨には、我が国の場合は、ヨーロッパ諸国とりわけ、英、米など諸国に見られない国家権力の強力な大学教育への介入があり、それによって、大学の本質を失っていった歴史が刻み込まれているからである。戦後まもなく刊行された『註解日本国憲法』（一九五三年、有斐閣）によると、大学の自治は、学問の自由を保障する憲法上の要請である。最高学府としての大学を対象を限定すれば、第一段に、学問の自由のほかに教授の自由も保障されなければならぬこと、第二段には、「それに止まらず、人事・施設・学生管理についても自治が認められることが要請される」としている。とくに、第二段で述べられた点は注目される。戦前の大学史をみると、国によって統制管理された大学がいかに教育、研究を悲惨なものに追いやっていった反省が込められているからである。それは、国立大学は言うまでもなく、私立大学においても、女子高等教育においても同じである。この点においては、すでに吉田善明『国家管理の下での大学の生誕と展開』法律論叢第八二巻第四・五合併号、『国家管理の下での大学の展開と崩壊』法律論叢第八三巻第一号において検討してきたが、これらの論稿は、小稿の課題追及の前提にあることをのべておきたい。

2 第二次世界大戦の終了と大学の再出発

(1) 日本の大学改革をリードするGHQ

日本政府は、一九四五（昭和二〇）年八月一〇日にポツダム宣言の受託を決定し、八月一日正午、天皇の詔勅放送が行われ終戦となった。一〇月二日、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が設置され、そのGHQが日本の占領政策を進め、日本政府を介した間接統治を行っていった。その統治は、五二（昭和二七）年まで七年間つづいた。

一九四五年八月一七日、東久邇内閣が発足し、前田多門が文部大臣に就任する。一〇月に幣原内閣に代わるが、そのまま文部大臣に任命される。前田多門文部大臣は、九月に「新日本建設の基本方針」を全国に通達し、また、GHQによる「教育に関する五大指令」を受け入れる。その指令内容は、①「日本教育制度に対する管理政策（二〇月）」、②「公職追放令」（二〇月）③「神道指令」（二月）、④「修身、日本歴史及び地理停止指令」（二月）⑤「米国教育使節団に対応する日本側教育委員会の設置」（一九四六年一月）であった。⁽⁴⁾

一九四六年一月にはいり、文部大臣は、前田多門から安倍能成に変っている。GHQは、アメリカからの教育使節団の来日に際し、協力すべき堪能な日本教育家による委員会の設置を要請した。米国教育使節団は、同年三月五日と七日に分けて来日した。団長は、ジョージ・D・スタッガード（当時、ニューヨーク州教育長官）であった。教育使節団は、日本の教育に関する現状など精神的にレクチャを受け、日本側の教育家による委員会・分科会との意見交換を行うなどして報告書をまとめ、同年四月に公表された。⁽⁵⁾米国教育使節団の報告書は一九四六年八月に設置された

教育刷新委員会に受け継がれている。

米国使節団の報告書の内容は、全六章約二万語からなる。「明治大学百年史第四卷通史編Ⅱ」に、その要旨が紹介されているので、それを参考に(6)して紹介したい。

「①教育の目的を民主社会の民主的市民の育成とし、個人尊厳と個性の発達の重要性の強調

②教師と子供の双方に大幅な自由が認められるべきことを強調

③中央集権的教育行政の改善

・ 文部省権限の削減

・ 地域住民の教育運営参加実現のための公選制の教育委員会制度の勧告

④教育の機会均等の実現

・ 単線型の教育制度

・ 無償九年間の義務教育の実現と中等教育の普及

・ 男女共学の徹底

・ 六・三・三制学校体系の採用

⑤教育方法における画一主義の打破及び経験の重視

⑥成人教育の重要性

⑦高等教育の改善・再編成

・ 帝国大学の特権の打破

・ とくに、女子に対する門戸開放の徹底

・自治と自律性確保のための自主的な設置基準の実現

・教授会の自治の保障

・専門教育偏重の打破、教育課程の自由化、一般教育の重視である。

小稿の対象とする高等教育の改善において、この答申では、まず、大学の理念についてのべている。すなわち、自由社会では、大学は平等の関心のもと、三大任務を果たすことにある。その第一は、智的自由の伝統を防護し、思想の自由の激励、科学及び学問の育成、社会への貢献であり、第二は、社会の指導者たるにふさわしい青年男女のための教養教育であり、そして第三は、技術的有効ならしめる専門（職業）教育である、と。⁽⁷⁾ 報告書は、このような大学の理念の実現を図ることを意図して、一般教育の導入、高等教育水準の向上、官立大学と私立大学の対等性についてのべている。そしてこれらの提言が教育刷新委員会によって具体化が図られることになる。

この第一次報告書が出てから四年半後の一九五〇年八月二七日に第二次教育使節団が来日している。この使節団の報告書は、同年九月二二日にマッカーサー宛てに提出されている。その内容を見ると、高等教育については、第一次報告書を評価したうえで、自問自答方式をとりながら、①現在の日本の大学は、大部分名前だけの大学であって大学たるにふさわしい教授陣や物的施設に欠けている。②日本の高等教育の発展を阻害したのは、伝統的画一主義にあり、それを避けなければならない。そしてこれに代わる高等教育の多様化と地域への奉仕を主張し、これが大学の独自の道に連なる。③その独自性は、「高等教育機関が、直接地域の人々に奉仕することによって十分裏付けられ高められることになる」。④高等教育の余裕ある投資は、究極において何倍かになって戻ってくるであろうと、と述べている。この第二次報告書には、第一次報告書で重要視されていた一般教育の拡充については、一言も触れていないし、そればかりか、占領軍の大学改編政策の系譜に立って、その基本的な性格の下により徹底したアメリカ的高等教育制度への

編成を要請している。⁽⁸⁾

(2) 教職関係者の教職追放

前述したGHQによる「教育に関する五大指令」の重要な課題の一つとして「公職追放令」が出され、教職関係者には、さらに「教員および教育関係者の調査、除外、認可」に関する指令が出された。いわゆる教職追放令である。そのねらいは、軍国主義者、極端な国家主義者を排除すると同時に自由主義者、反軍国主義者の大学復帰である。文部省は、一九四六年五月この指令を受けて、「教職員の除去除職禁止及復職等の件」を公布した。文部省は適格審査室を設け、また、都道府県及び大学等に対しては、大学ことに教員適格審査委員会を設け審査作業にあたることを指示した。主要調査項目は、「学歴、職歴及び軍務歴、大政翼賛会、翼賛政治会、大日本政治会の団体歴、上記以外の団体歴、家族の上記団体歴、上記団体への寄付、上記団体からの栄誉、著述と演説、法人における地位、役人歴、海外旅行と滞留等であった。審査の対象とされた人員は、約四〇万人を超えたといわれている。この一方で、休職教授が続々復職した。また、一九四五年一〇月、GHQは「政治、信教並びに言論の自由に対する制限の撤廃」の指令を発している。政府は、これを受けて、四六年一月に、内務省令「衆議院の議員候補者たるべきものの資格確認に関する件」、同年二月に、公職追放令で「就職禁止、退官退職者等に関する件」を発した。七月に「公職適否審査委員会官制」によって審査が行われ、一九四八年五月までに、二〇万三六六〇人の追放者が指定された。⁽⁹⁾

ところで、教職員の適格審査であるが、この適格審査は、具体的には、誰によって、どのように、またどのような基準でなされるのか関心の持たれるところである。各大学は、文部省の指令を受けて作業を開始する。当時の文部大臣

前田多門は、同年一〇月一〇日、「今日まで教壇から追放されていた自由主義教授群の学園復帰は当然であるが、学園には、自治を与へられてゐる故文部当局がとやかくいふべき筋合いではない」といった談話を発表している。⁽¹⁰⁾ 東京帝国大学をはじめ若干の大学のケースを紹介する。東京帝大では、この件について内田総長は、文部省が「とやかくいふべき筋合いではない」として、これは、「学部の人事であるから学部にまかせる」とした。各学部、研究所では、教員適格審査委員会を設け、各教職員の適格、不適格か否かを審議、決定し評議会に付議する方針のもと調査を開始した。学部による審査が、一九四七（昭和二二）年一月までつづいた。その後、不服者は中央教職適格審査委員会への上告、並びに不適格の裁定を得たものに対し裁判所への不服申立ての道も開いていた。一九四七（昭和二二）年九月に審査が終了する。その結果、軍職にあつた教授ほか内閣令に該当する教授二名、教職追放令に基づいて学部から該当者とされた教授三名が不適格者と断定されている。なお、戦時中に退職した大内兵衛、矢内原忠雄、土屋高雄、有沢広巳、脇村義太郎、木村健康、山田盛太郎は、自由主義者として復職した。除名された教授は、軍国主義者としてレッテルを貼られるが、その適格審査の基準の難しさが課題として残された。⁽¹¹⁾

京都帝国大学の場合は、より複雑であつた。四五年一〇月二二日にGHQが発した「日本の教育行政制度に関する覚書」をうけて、「自由主義または反軍国主義的思想活動のために、休職・免職になつた教師は優先的に復職せられるべし」といった要求の受け入れから始まる。京都帝国大学では、各学部に適格審査委員会を設け、教官を自主的に審査し、その適格・不適格を判定する方法がとられた。大学自体にも大学教員適格者審査委員会を設けたが、ここでは新規採用者が中心であつた。各学部の適格審査委員会によって不適格者の判定がなされたのは合計すると九名であつた。⁽¹²⁾

一橋大学では、上記の主要調査項目の自己申告を受けて三つの審査委員会を設ける。委員は、各教授会の互選により選出された委員で構成された。文部省から二、三の教員を名指しで指定し、その著書、論文について慎重に審査す

べきであるとする要請があった。⁽¹³⁾

教育関係者の教職追放は、私立大学にも及んでいる。明治大学の場合、大学総長が委嘱する五名の審査委員で組織される「教職員適格審査委員会」を設置して行われた。委員会では、法学部で三名の保留者がたはほかは全員が適確であったと報じている。明治大学における審査方法は、大学に「教職員適格審査委員会」を設置し、そのもとに各学部審査委員会を設けて審査にあたっている。すでに「中央教職員適格審査委員会」(文部省)では三名の不適格者が発表されていたが、学内審査による不適格者は結果的には、一名もでていない。中央大学では、四六年六月に他大学と同じく、教職員適格審査委員会を設置し作業を開始したが、不適格となった者は前歴で若干あったと報告され、詳細についてはのべられていない。⁽¹⁴⁾なお、これら関係者の追放解除は、一九四七年三月「公職・教職追放者の再審査と追放取り消し」にはじまり、一九五二年四月の講和条約の発効で全員解除されている。

(3) 神道指令、教育勅語の扱いと宗教教育

教職員の公職追放と同時に進めたのが、「神道指令」と教育勅語の扱いであった。GHQは、一九四五年一月一日、「神道指令」(正式には、国家神道、神社神道に対する政府の保護、支援、保全、監督並びに公布の廃止に関する件)を發し、国、地方公共団体による神道保護の禁止、軍国主義的国家主義的思想の除去、学校における神道教育・行事の廃止などを行った。

また、一九四六(昭和二一)年四月七日の米国使節団の報告書では教育勅語を取り上げて、「儀式の際勅語の奉読や御真影の奉拝は、過去においては、生徒の思想と感情を統制する手段であった。それらは、軍国主義的国家主義の目

的に奉仕するものであった。それらは廃止すべきである」とのべている。これを受けて政府はただちには対応していない。九月になって教育刷新委員会の特別委員会がその方針を決めている。⁽¹⁵⁾①教育勅語に類する新勅語は出さないこと。②新憲法発布の際に賜るべき勅語の中に、今後の根本方針は新憲法の精神に則るべきことを示されたい、とある。この特別委員会による決定を建議し、文部大臣のもとで教育の目的、教育の方法を定めた「教育基本法案要綱」の作成に取り掛かる。この基本法の制定は、明治憲法体制の下一貫して日本を動かしてきた教育勅語体制を崩壊させ、自主自律的な人間教育の養成めざした教育基本法体制への転換であった。

また、さきのGHQの「神道指令」は、国家、地方公共団体による国家神道、神社神道に対する保護、支援、財政援助などの特権を排除するものであった。これを受けて、日本国憲法では、信教の自由を保障し政教分離について定める。教育刷新委員会は、日本国憲法に定めた宗教にかんする規定では、一切の宗教教育が禁止されているように読む可能性が出てくる。たとえば、公立学校の生徒は、修学旅行で神社仏閣を訪ねることもできないのか、宗教的活動のために校舎内の教室も借りることができないのかといったことが問題となった。教育刷新委員会では、特別委員会を設けその基準について検討し、学校教育と宗教、社会教育と宗教について建議した（一九四八年七月二日）。ここでは学校教育と宗教との関係に限定し、その一部を紹介する。

「学校教育と宗教との関係について（要旨）」

宗教心に基づく敬虔な情操の涵養に努めることは、平和的文化的国家の建設に欠くことのできない精神的基礎の一つであり、宗教的欲求を正しく啓培することは、教育本来の使命にもそうが、教育と宗教の関係は新憲法の精神に照らして慎重に考慮しなければならぬ重大な問題である。およそ宗教に関する教育の行われる場所としては、学校と社会と家庭に三区分することができる。まず学校教育においては、いかに取り扱われるべきかを審議して、次のよ

うな結論に到達した。

① 特定の宗教を標榜する私立学校においては、特殊の宗教的指導を自由に強化徹底して然るべきである。② その他の公私にわたる一般の学校では、特定の宗派的教育の実施は、これを避けるべきである。一切の教派、宗教、教会に対して不偏の態度を堅持すべきである。社会における宗教的現象にたいする精確な知識を与えることに努めるべきである。家庭および社会の学徒に対する宗教的感化を尊重し、学徒の内心より発現する宗教的欲求を啓培することに留意すべきである。……以下、略」と。特定の宗教を標榜する私立学校の宗教指導の自由と一般の公立学校の宗派的教育の実施を明確に制限したことである。

(4) 文部省機構改革案と大学管理改革案の挫折

戦後の大学改革は、戦前の教育官僚を擁する文部省の統制を排除して、教育研究の自由と大学の自治を保障するための管理運営体制を確立し、そのもとで新制大学を設立することであった。たんに、文部省の内部の改革だけでは済まされなかった。それは、米国教育使節団の報告、教育刷新委員会の建議にもみられるように文部省の廃止論や権力機構から独立した文部省改革案の実現などがあつた。

まず、第一は、文部省解体論であるがその一案を紹介する。

一九四八年二月六日、教育刷新委員会は、第五五回総会第一二回建議事項で、中央教育行政機構に関することとして次のような建議している。⁽¹⁶⁾

〔i〕、学芸省（仮称）設置の根本精神

従来の文部省は、教育省たる性格を持ち、科学、技術、芸術その他教育以外の方面は、ともすると関却される傾向があつた。民主的で文化的な日本国を建設するためには、新たに学芸省（仮称）を設置し、文部省を廃止することが必要である。

①、学芸省は、科学、芸術、教育その他文化の均整のとれた向上と普及について適切な奨励と斡旋を行う。
 ②、学芸省は、できうる限り民意を尊重して、国民の創意と活動を期待し、いやくも科学、技術、芸術、教育その他文化の実態に干渉を加えることがあつてはならない。

③、学芸省は、厳正公正な独立の立場を保ち、いやくも一部の社会的又は政治的勢力に動かされるようなことがあつてはならない。

④、学芸省が文化の向上および普及のために必要とする経費は、国費の配分に当たつては、優先的に確保するといふ原則を確立する。

(ii)、学芸省の権限

①、学芸省は、科学、技術、芸術、教育その他および普及に関する事務を所管する。

②、学芸省は、所管行政については、先に本委員会で決議したところに従い、その基本的事項については、中央教育委員会（仮称）の審議を経ることとする。

③、学芸省は、思想、良心、宗教、出版等の精神活動の自由に関する基本的人権の保障に不断の関心を払う。

④、科学、技術、教育、その他文化に関する行政は、原則として学芸省に統合して、各省庁間の権限の重複又は争議はなくする。

(iii)、学芸省の組織

以下略

この建議の内容には注目すべき点が多い。①戦前にみられた文部省を廃止し、中央教育委員会（仮称）を設置し、そのメンバーの合議によって研究教育の基本的事項を審議決定をする機関と位置づけ、②その範囲を教育だけでなく科学、芸術などの領域に広げ、厳正にして公正な独立性を保ち、政治勢力に左右されない機関とし、さらに③文化の向上、普及に必要とする経費を優先的に確保する原則の確立について述べている。まさしく戦後日本の文化国家の道が示されていた。

合議制の機関である中央教育委員会のねらいは、戦前の天皇大権のもと政治から教育を独立させ、いままでの勅令主義の教育体制にかわる民主的教育の基本事項を審議決定し、広く国民文化の向上を図るための機関として位置付け、法律主義の教育体制の中枢に置くことであつた。学芸省はその決定事項の執行機関としての役割を果たすことであつた。⁽¹⁷⁾

しかし、この中央教育委員会・学芸省案は、次のような経緯をたどり廃案になつている。一九四八年二月七日に教育刷新委員会の建議をうけて、臨時行政機構改革審議会では、中央教育委員会・学芸省案を採択した。ところが、同年一〇月に芦田均内閣が、総辞職したためその案は具体化されずに終わつている。

その後、一九四八年一〇月一九日に第二次吉田内閣が成立し、そのもとで新たに行政機構刷新審議会が設けられた。その審議会の答申を受けた行政管理庁では、次の二案を提示している。第一案は文部省機構改革案である、これは先の学芸省案に類似していたが十分に審議されていない。第二案は、中央文教委員会案である。文部省を廃止し、総理庁の外局として中央文教委員会を設ける。委員は国会の承認を経て内閣が任命するという内容のものであつた。この案は、中央文教委員会を設置する点では一見中央教育委員会・学芸省案と類似性があるように見えるが、その中央文

教委員会を総理庁の外局にしている点で異なっていたが、この案も否決されている。その理由について、行政機構刷新審議会は自ら提案しながら「今次の機構改革は、文化と治安に重点の置き、文部、厚生、労働等は、保護したい」といった方針転換もあつて無責任な文部省温存の官僚的答弁に終わっている。この結果、中央文教委員会・総理庁外局案も退けられ、文部省はそのまま残ることになった（文部省設置法、一九四九・六・二）。戦前の大学および教育機関が、天皇大権・勅令主義を根柢にした文部省権力によって管理運営されていた状況を反省し、その反省と解放の上に中央教育委員会・学芸省案が出され、また見せかけの中央文教委員会・総理庁外局案が提案されていた実情をみると、あまりに無責任な審議であり残念であつたと言わざるを得ない。⁽¹⁸⁾

第二は、大学の管理機構を中心にした改革論である。この改革論は多様であるが二案について紹介したい。

(a) 国立大学の地方移譲案

一九四七（昭和二二）年二月四日に、CIE（GHQの民間情報教育局）は、教育の地方分権化の一環として国立大学の地方移譲案を発表し、文部省に諮問した。これを受けて教育刷新委員会は検討を加え、結論として教育委員会の現状からして大学の管理は適当でないこと、地方政治に大学が動かされる危険性があり、また、地方には、財政負担能力がないなどの理由から改革は見送られた。この方針は、一九四八年一月三〇日第五回総会で採択されるが、大学の地方移譲に関すること（要旨）について、次のように述べている。⁽¹⁹⁾

「(i)、現在並びに将来、地方に委譲するのを適当と認める大学は、大体次の諸項に該当する。

- ① 同種の学校が全国的に存在し、その地方出身が多数を占めるもの
- ② 学校の性格上著しく地方的特色を帯びるもの
- ③ 大学の種類にかかわらず地方が委譲を希望するもの

(ii)、本決議の具体的措置については、地方の実情に応じ、時期及び方法を考慮するものとする」として、大学の地方移譲を限定した。

(b) 国立大学管理法案など

戦前の反省を踏まえ、大学管理は、政府機関によるべきではないとして、大学自治の観点から大学理事会案、大学法試案要綱⁽²⁰⁾、国立大学管理法案など多数の改革案が示されていた。何れも成案にならなかったが、ここでは、最も論議を呼んだ国立大学管理法案を中心にその内容を紹介しておく⁽²¹⁾。

大学法試案要綱の国会上程が不可能とみるや、文部大臣は諮問機関として一九四九年九月「国立大学管理法草案起草協議会」（委員長我妻栄）を設置した。この起草協議会は、国立大学管理法第一次案（五〇年二月三日）、第二次案（五〇年一〇月三〇日）、そして、第三次案（五〇年一二月九日）を発表した。これらの三案の審議内容は、すべて公開された。その案を概括すると、目的として、「国立大学の自治を尊重し、国立大学の行政に民意を反映せしめて国立大学の適正な管理を図ること」としている。大学の管理機構は、三段階方式をとり、①文部省に諮問機関として国立大学審議会を置く、②大学長の諮問機関として商議会を置く、③評議会、教授会、代議員会（分校のある場合）を置くとしている。

国立大学審議会の構成は、二〇名とし、学長の互選によるもの六名、学術会議会員の推薦四名、学識経験者で両院の同意を得たもの一〇名であった。審議会の地位、権限については、委員の免職、国立大学の基本方針（法令立案、予算案の編成、大学、学部、学部の設置、撤廃など）の決定、学長の任命等について、文部大臣の諮問に答えなければならぬとしている。第二次案では、基本方針等について審議会の議決を経なければならぬとされていたが、第三次案では、「その意見をきかなければならない」に変わっている。

商議會については、評議会の選定する学識経験者、評議会の選定する教授、学長からなる。委員は三〇人以内である。教授代表は三分の一以内でなければならぬ。商議會は、学長の諮問機関、学長への建議機関とし、学内の重要規則の制定改廃、予算案の編成、人事基準について、学長の諮問に応えなければならない。

評議會は、学長、学部長、各学部の教授二名、付属研究所長からなる。学長が商議會に諮問すべき事項並びに教授会の議を得て行う学生懲戒事項などを扱う。

教授会は、学部教授全員で組織する。規則を定めそれに基づいて、助教授、常勤講師を加えることができる。教授会は、学科の設置、撤廃、学科目の種類編成、学生の諸問題など、学部の研究教育に関する諸事項を審議決定する。予算案に関することは扱わないとしている。

学長は、評議會によって選ばれ、当該大学の教育研究を統括し、大学を代表する。また、評議会の定めた方針に基づき当該大学の責任を持つとしていた。

この案は、公立大学管理法案とともに一九五一年三月に第一〇回国会に提出された。この案の作成に当たった我妻栄は、民意を商議會に、また国立大学審議會に反映させる方法をとることによって、文部大臣のコントロールを可能とした案である、と述べている。しかし、この法案に対する批判は厳しく、第一国会、第二国会で継続審議とされたが、結局は、審議未了となり廃案となった。この法案に対する批判は、次の点にあった。家永三郎は、『大学の自由』(一九六二年)において、要約してこうのべている。⁽²²⁾

第一に、起草協議会のメンバーを見ると、旧制大学関係者が多く、地方の新制大学にとっては、このままでは民主的に世論を反映しているとは思われない。

第二に、原案の段階では、文部大臣の下に国立大学審議會を置き、文部大臣が、国立大学に関して一定の事項につ

いて基本方針を決定する場合には、あらかじめこの審議会に諮り、「その議決を経なければならぬ」と定めていた。この狙いは、文部省の大学に対する中央集権的統制に対しての行動の規制を示したものであった。ところが、政府の責任において、文部省の申し出を受け入れ、法案にみられる「議決を経なければならない」と定めた規定を「意見を聞かなければならない」に修正して、国会に提出している。これについては、文部大臣の大学行政権を制限する機能の喪失であるといった批判をはじめ、「審議会は全く独立性をもっていない」「その時の政府の政策により大学の行政が左右せられることになるのが心配である」といった批判が続出した。

第三に、この管理法案では、国立大学審議会に学長のみ加えて教授、助教授等の代表は加わっていない。商議会には、学長、教授の代表を参加させて、助教授・講師等の代表は参加させていない。評議会には各学部から学部長と二人の教授が参加するが、助教授、講師は、評議員となる資格も認められていない。このように大学の管理が、上層部のメンバーの手にあることを原則とする発想は、果たして大学の自治、大学の独立の保障といった観点から見ても妥当なものと言えるのかといった批判である。

第四に、教授会こそ大学管理の基本機関あるべきであるのに、本法案は、学長、学部長、評議会に過大な権限を与えている。とくに評議会は、教授会の意思に反する個人的意見を述べる場であってはならないにもかかわらず、本管理法案では、そのようなものになっている。

第五に、管理機関の一つである商議会の設置の是非及び改革についてである。この機関の設置は、管理法案では、学長の諮問機関として立案されたが、問題となったのは商議会に学外者が参加し、発言権を行使することである。このようなことは、大学の歴史上見られなかっただけに論議の対象となった。一見解として、「現在の大学の制度あるいは使命からして、地域的な限定の下で出てくる民意は、あまり意味のあるものとは考えられない。現実の実態から見ても

も公正な民意というものは期待できない。極端な悪い場合を考えると、少数の権力者支配になる危険性がある。むしろ商議会の設置よりは、学内の民主化のほうが急務である、といった否定的見解が出されていた。

第六に、大学の事務職員の人事異動に対し、文部省が大学の意向を聞くことなしに決定することができるとして、大学の自治は、学長を中心とする教員の系列と、事務局長の職員の系列とに分離しているもとは、大学に自治は有効に機能しない。大学の自治をより完璧なものにするためには、文部省は、事務職員人事の任命はもちろん移動、罷免などについても当該大学の学長の意向を聞くことを保障すべきであると。

その他、本案において設置される国立大学審議会に、財政決定権をかなりの程度持たせることであり、この権限なくしては、政府に対する独立性を保持したことにならないといった批判が、さらに、学生は大学を構成する重要な要素であることが、明白な事実であるにもかかわらずそれを反映させるチャンネルを消しているとの批判などがあつた。とくに、学生との関係については、起草協議会では、次のような規定を準備していた。

「学部長は、学生団体、学生活動その他学生生活に関し、教授、助教授及び専任講師の代表と学生の代表の意思の疎通を図り、学生生活の向上に資するため、適当な方法を講ずることができる。」「前項の学生代表の選出方法その他実施に関する細目は、教授会の議を経て、学部長が定める」「学長は、数個の学部又は全学に関係する団体、学生生活その他学生生活に関し、前二項の規定に準じ適当な方法を講ずることができ」といった規定を立案して、大学の運営に学生の意向を反映させるチャンネルを設ける用意をしていたが、政府の提出法案では、これらの条項は削除されている。

国立大学法案は、利害関係の諸団体から上記のような多方面からの批判と問題点が出された結果、廃案に追い込まれていた。繰り返すまでもなく、この法案を大学の自治の保障の視点から見ると、教授会の自治が、とくに、法案の段階で形骸化され、それを保障するはずの国立大学審議会の構成、大学管理体制（学長、学部長、商議会、上層教授

中心)については、すでに検討してきたように問題が多すぎる内容のものとなっていた。したがって、この管理法案がなくても旧制の帝国大学では、いままでの慣行の上に立つて十分に大学の管理運営を行うことができていた。ただ、あたらしく大学に昇格した新制大学には、そのような伝統がないために法律の制定が急がれるといった意見もあったが、この法案の内容は、前述したようにあまりにも問題が多過ぎたことである。新制大学にとっては、学問の自由を保障するにふさわしい管理運営の内容のものになっているとは言えない。むしろ、当時として必要だったのは、教授会それ自体を民主化した管理運営の確立こそ大事ではなかったのか。それを基本とした制度の改革こそ重要であるとして廃案に追い込まれていったように思われる。⁽²³⁾

(iii) 大学の管理運営の慣行維持と民主化、

文部省の解体、多様な大学管理法案が挫折すると、大学の管理運営の民主化及び教員の身分保障の扱い方が大学自治の観点から見て重要な課題となる。これに対処するため、政府は一九四九年一月に教育公務員特例法を制定した。大学の管理運営に関する法律案は、前述したように不成立となったことから当分の間、教員の身分保障は、この特例法に基づいて行うことになった。この法律によると、大学の学長、教員及び部局長の採用ならびに昇任は選考によるものとし、その選考は、大学の管理機関が行うとしている。伝統ある大学は、教授会自治を中心とする大学管理機関とその運営はそれまでの慣行を規則として定め、すでに実施している。戦前、京都帝国大学では、総長就任事件（沢柳事件）で、総長の就任や、教授の人事権は教授会にあることが確認されていた。また、翌一九四七年には、学校教育法が制定され、そこでは、教授会の権限について「重要事項を審議するため教授会を置かなければならない」（改正前、第五九条）と明記していた。大学自治の観点からみて、教授会の設置は、重要な民主的改革の一つであるが、大学の管理運営法が制定されなくても、十分な対応ができると判断していたといえる。しかしながら、学校教育法で教

授会を必置事項としながらも、大学によつては、長期にわたり、教授会を設けなくて学長その他の少数の教員による独裁的運営ないし非民主的運営がなされていた大学も少なくなかつた。⁽²⁴⁾ また国立複合大学（複数の専門学校等を併合した大学）では、学部間にまた学科間に利害が対立した場合など調整がつかず大きな混乱を引き起こしたりしていたケースもみられた。

3 新制大学としての出発と展開

(1) 学制改革と高等教育機関の一元化

新制大学の中心的課題は、学制改革にある。一九四七年に憲法、教育基本法、学校教育法が制定、施行され、それを受けて、ただちに六・三制の義務教育が実施された。翌一九四八年には、三年制の新制高等学校が生まれ、一九四九年には、いままでの複線型の高等教育機関を一元化し、四年制の大学制度が採用された。これによって、国立、公立、私立を含めた画一的な大学制度となつた。このような画一化された大学制度に対し、反対意見が多数出たことも事実である。たとえば、職業教育重視の立場から、専門学校廃止に対しての強い反対意見、旧制高等学校廃止に対しては、いままで人格形成に大きく貢献してきた実績をあげ、温存すべきであるとの意見などが出された。しかしこれらの意見は、「袋小路的専門学校の廃止、身分的差別に連なりかねない旧制高等学校——帝国大学という一種のエリート・コース的過程」の温存にはかならないとして否定された。⁽²⁵⁾

このような複線型高等教育機関の一元化を決めた後、文部省は、一九四八年七月に新制大学の設置に向けた新制国

立大学実施要綱を発表し、それに基づいて進められた。

「① 新制国立大学は特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き同一地域にある官立大学は、これを合併して一大学とし、一府県一大学の実現を図る。

② 新制国立大学における学部又は分校は、他の府県にまたがらない。

③ 各都道府県には、必ず教養及び教職の関する学部もしくは部をおく。

④ 新制国立大学の組織施設等は差し当たり現在の学校の組織施設を基本として編成し逐年充実を図る。

⑤ 女子教育振興のために、特に新制国立女子大学を東西二カ所に設置する。

⑥ 新制国立大学は、部科のほかに当分教育養成に関して二年または三年の修了を以て義務教育の教員が養成される課程をおくことができる。

⑦ 大学の名称は、原則として都道府県名を用いるが、その大学および地方の希望によつては他の名称を用いることができる。⁽²⁶⁾と。

「要綱」の示しているように、これまでの大学、高等学校、専門学校、教員養成学校が、「一府県一大学」の原則によつて統合された。やや、敷衍していえば、三つのタイプに分けられている。第一は、「国立総合大学」タイプである。帝国大学を各ブロックの中心におくこと。⁽²⁷⁾「一府県一大学」の原則により、東京大学は、浦和高等学校（現埼玉大学）

との併合を、京都大学は姫路高等学校（現神戸大学）との併合、東北大学は、山形高等学校（現山形大学）、盛岡農業高等専門学校（現岩手大学）との三県にまたがる併合を希望したが、いずれも認められていない。第二は、「国立複合大学」タイプである。各県に大学を一枚設置する。教養教育を中心に行う学部および教員養成の学部は必ず置く。さらに、各地域の産業構造に応じた専門学部を設置する。多くの専門学校、たとえば、秋田鉱山専門学校、仙台工業専

門学校、上田繊維専門学校などは、単科大学としての昇格を要求したが「教授陣容の弱体」を理由として認められていない。また、師範学校の単科大学化についても、地元教育界や卒業生からの要望などがみられたが、原則として認可しない方針が貫ぬかれている。第三は、独自の単科大学として発展させるタイプである。東京外国語大学、東京工業大学、東京医科歯科大学などが例としてあげられる。⁽²⁸⁾この改革によって誰でもが、大学教育をうける機会均等の道が開かれたと説明されている。しかし反面、特に第二の場合、キャンパスも、伝統も異なる学校の統合は、一つの組織体として機能させることは困難であるといった批判が続出した。⁽²⁹⁾このような新制大学の一元化体制によって、大学昇格の設置基準を緩和し、多くの高等学校(旧制)、専門学校、教員養成学校を、国、公、私立を問わず大学化したのが、その基準に満たない専門学校も多数存在した。また、女子教育の充実の観点から、東西に二か所の女子大学の設置が必要条件とされ、さらにまた、二年間の女子教育のジュニア・カレッジの設立の要望が出されていた。教育刷新委員会では、六・三・三・四教育の例外としてジュニア・カレッジの存在を認めざるを得なかった。暫定的な短期大学の登場である。⁽³⁰⁾こうした改革により大学は、四八校から七〇校となった。

(i) 新制大学としての認可

大学の設置認可は、文部大臣の諮問機関である「大学設置委員会」によって行われた。その認可の実質審査は、大学関係者によって行われる形がとられた。官僚の実質的介入を避けることにあつた。しかし、その大学設置委員会が、文部省の諮問機関であり、設置基準を監督庁である文部省が制定する限り(学校教育法第四条ほか)、事務能力の有する官僚のリードは避けられない。なお、認可審査にあたる「大学設置委員会」は、一九四九年からの新制大学の発足を予定していた。ところが、すでに四七年度に大学申請を予定し四八年に大学昇格計画を立てていた大学がある。その数は、公私立一二校に及んでいた。キリスト教女子大学に多い。CIEの強い後押しがあつて認可されたといわれ

ている。なお、大学設置委員会は、一九八七（昭和六二）年に「大学設置・学校法人審議会」と名称を改め現在にいたっている。⁽³¹⁾「大学設置・学校法人審議会」の構成委員は四五名からなる。うち半数の二二名は、大学基準協会からの推薦で、残りの半数は文部大臣によって任命されている。大学基準協会は、国とくに文部省の大学に対する規制、監督が強化されていくことによってその協会の果たすべき役割が減少していった。しかし、現在は、一九九六（平成八）年時にはじまった大学の自己点検・評価が各大学に義務づけられることによって、その役割が再び重要視されてきていることを述べておこう。

ところで、大学の認可は、先の大学設置委員会が、文部省の「大学設置基準」にもとづいて行われた。⁽³²⁾その認可の基準内容は、名称、位置、目的と使命、校地、付属施設、図書等、教員組織、履修方法、学生定員、設置者、資産および維持経営の方法などである。そこには、教科科目、履修方法などの教育課程にいたるまでかなり詳細なものになっている。大学の自治の観点から見ると問題ではないか、国（文部省）が深くこの分野にかかわると大学の画一化をもたらし、大学はもとより、学部は個性のないものとなる。

(ii) 一般教育の導入

新制大学で特徴的なことは、一般教育の導入であった。

CIEの要請による大学改革は、大学のアメリカ化であったといわれている。戦前の日本の大学では、専門分野を中心に学部が構成され、教養とされた一般教育は大学に入学以前の旧制高等学校、あるいは大学予科で行われていた。これに対し、圧倒的多数を占める専門学校では、もっぱら専門教育が行われていた。これが新制度の下において、四年制の新制大学に一元化され、教養教育と言われる一般教育科目（新制大学発足当時は一般教養よんでいた）が、大学入学後の二年間で行われることになった。たしかに、教養教育は、旧制大学の場合は、大学入学前の段階（旧制高

等学校)で受けていたが、専門学校の学生にはその機会がなかった。一般教養教育の重要性を考えていた南原繁委員長(日本側教育家委員会)は、米國教育使節団に対し、「文化科学」の必要性を訴えた。米國使節団は、これを受け入れ、第一次使節団報告書に「高等教育機関の教育課程を大幅に自由化して一般教育を導入し、広い人文的態度を養うべき」であるとして、その導入を日本側に勧告してきた、と言われている。⁽³³⁾日本側は、その勧告を受けて、各大学の専門学部の前半二年を前期課程として一般教育科目(人文科学、社会科学、自然科学)、外国語、保健体育の履修を義務づけている。しかし、一般教育科目の設置は、十分に機能せず、大学の教育内容が審議されるたびに教養教育のあり様が論議の対象になっていた。とくに、教養教育と専門教育との一貫性の欠如、それぞれの不徹底さが、また、教養教育の講義が大教室で行われていることもあって、学生の関心を引き付けてこなかったことなどから教養教育の軽視が問題にされ、ある時は教員の質が問われていた。一九九七(平成九)年には「教養教育」に名称を変えて新たな展開をしているが、これについては別稿で検討したい。

(2) 東京、京都両帝国大学の再出発

一九四五(昭和二〇)年八月一五日に終戦を迎えた。八月一五日といえは、本来大学は夏季休暇中であつたが、すでに戦時中の一九四四年から春、夏、冬季の休暇が廃止されてきたこともあって、教職員、勤労働員及び学徒出陣から解除された学生、健康を害し出征できなかった学生が大学構内に集まつてきた。

久振りの蘇えつた平和な学園のなかで、研究教育ができる喜びを確認しあつた、といわれている。しかし、教職員、学生にとつては、解放された大学内の研究教育環境の整備に取り組むための課題はあまりに多かつた。各帝国大学で

は、大学改革の手はじめとして、各自大学の規則を民主的観点から改正に取り組みはじめる。ここでは二つの大学を例を紹介しておこう。

(i) 東京帝国大学

官僚養成機関としての一翼をになつた東京帝国大学は、軍国主義国家政策の解消にどのような努力がはられたであろうか。

終戦の日より一週間目を迎えた八月二二日、内田総長は次のようなメッセージを出している。

「畏くも大詔を玉音に拝し、草恭の一人にいたるまで御軫念あらせられ感涙を止め得ない、諸君は最高学府教職員、学徒であり、大詔を拝しては承託必謹御大心に帰一し奉り冷静に臣子の分を尽し、学徒の自分に邁進、荊棘の道乗り越えて宸襟を安んじ奉らねばならぬ。……」(大学新聞昭和二〇年八月二二日)⁽³⁴⁾

内田総長は、このようなメッセージを送つたあと、学部長会議を開き、つぎのようなことについての協議を行っている。

第一に、学生に対する授業は暫らく平常通りとして様子を見ること、第二に、学生の中に去就に迷うもの相当いるであろうが、成るべく個人的に、あるいは教室において、あるいは学部として冷静沈着に勉学に勤べきことを申し聞かせ不都合無きよう注意をすること、そして第三に、現在従事している戦時研究は大詔の御主旨に鑑み此の際中止すること。ただし、基礎的研究として直接戦争に関係なきものは此の限りでない、といった申し合わせをしている。これが終戦時の東京帝国大学の姿であった。学生に対し授業を平常通りとしているが、本当に平常通り行われたのか、または当時の戦争についてどう評価したらよいか。学生に対し冷静沈着を保つようというが、そのような状態を学生は保てるものなのか。とくに、研究者の戦時研究の停止については、各学部の戦時的な講座の名称や内容の要不要

を検討し、場合によっては、教官の変更の必要についての検討を行うとしていたが、それは可能なものとして、実行できたのか明確ではない。⁽³⁵⁾

その年の一二月、南原繁総長が誕生する。南原総長は、アメリカ教育使節団の来日のあたり、日本側の「教育家専門委員会」委員長として、日本の教育刷新のため積極的協力をする。また、使節団の報告書を受けて、「教育刷新審議会」が設立されるが、南原繁はその副委員長として、四六年一月には委員長として活躍している。南原総長は、その委員会の建議事項の実現をはかるため、本務校に「新大学制実施準備委員会」を発足させた。その準備委員会は、南原を委員長に学部長そのほかの委員で構成されている。一九五〇（昭和二五）年六月の約二年半にわたって活動する。この間に一一の特別委員会が設けられた。取り上げ審議された項目は、①教養学部創設に関する問題、②学部・研究所等の再編、③大学院の問題 ④大学の管理・運営の問題 ⑤大学管理法案を巡る問題、⑥旧制高校との連絡関係である。わけでも、注目されたのは、①大学内での教養学部の設置であった。教養学部は、大学のカリキュラムの中に一般教養科目を設けるとの方針が決まる中で設置された。多くの大学は、国立大学の場合、一般教養は、学部とは別に教養部を設けるが、東京大学では、教養学部として設置し、専門学部の支配下に置かれることを避けることであった。アメリカ流のリベラル・アーツを重視した教養学部を創設し、それに全学生を対象とした一般教育をあわせて担当することであった。⁽³⁶⁾南原総長は、四九（昭和二四）年七月七日の新制大学としての最初の入学式で、「在来の大学教育の内容があまりに専門的に偏重していたのを改めて一般的教養に取り入れた」ことについて、こう述べている。教養学部について、「在来のごとく、大学に進むための予備的・準備的学校ではない。まさに大学の組織の中にあつて、他の諸学部との内的連関において、むしろ全学の基礎をなす学部である。従来の総合大学をはじめ今回全国に設置された新制大学を通して、かかる名の学部をもつのは本学をもって嚆矢とする」⁽³⁷⁾。教養学部設置の意義を評価している。

また、この検討の過程で、東京大学と旧制高校との併合が論議され、四七年一月二日一六日に第一高等学校教授会が東京大学との合併を決議した。翌四八年一月二七日には、東京高校との合併を決定している。南原総長の教育改革の強いリーダーシップによるものであった。⁽³⁸⁾ また、南原総長は、教育刷新委員会の委員長を兼務したこともあって、東京大学を日本の大学改革のモデル校にしている。このことは、東京大学が戦後の日本の大学改革の原点におかれたことを意味するものであったといえる。

(ii) 京都帝国大学

京都帝国大学は、一九三三（昭和八）年の京大（滝川）事件で辞任された七名の教授の復職から始まる。これは、戦前に否定された学問の自由の復活であり、滝川幸辰ほかりべラル思想のもち主の大学への復帰を意味した。⁽³⁹⁾ 戦前、京大事件で退職した七名のメンバーのうち、復職が可能となったのは、二名であった。その復職者である滝川幸辰、恒藤恭と法学部の諸教授は一九四六年一月に会合をもっている。その席上で、恒藤恭が書かれた「復婦宣言」文を滝川が読み上げ挨拶に代えたという。その内容は、滝川幸辰著『激流』によれば、「法の学問および実践の両方面にわたって多年確立せられ存続してきた京大法学部の学問的伝統は、同学部を中心として形成されたものにはかならないが、昭和八年に発生せる謂ゆる「京大事件」のために、同学部はかかる特殊の地位を喪失した。

しかるに敗戦後における我が国の一般的情勢の変化にもとづき、謂ゆる『京大事件』が解決せられた結果として、京大法学部がその特殊の地位を回復することは可能となった。⁽⁴⁰⁾とし、この見地から復興を達成することを誓い合ったとしている。

大学に復帰した滝川幸辰は、その後、鳥飼利三郎総長のもとと法学部長として、のちに大学総長として大学改革を進めていく。

大学改革で、まず解決しなければならない課題は、教養教育の導入でありそれを専門教育との関連でどう組み立てるからである。京都大学は、東京大学以上に専門職業教育的性格をもっていた大学だけに教養学部を設置はもとより、教養部の設置についても多くの支持者を集めることができない。このことについて、認可にあたる大学設置委員会（委員長和田小六）は、京都大学に対し「予科的性格を有する教養部の設置は不可」であると指摘している。しかし、京大は、このような指摘にも関わらず、教養部といった名称も用いず各学部の「分校」といった方針をとった。その分校には、教授会もなく評議員の選出権も主事の自主選任権さえもなかった。この改革は、教養課程に対する徹底した軽視傾向であるといった批判を受けた。一九五三年になって、「教養部」に名称変え教授会を設置し、評議員の選出権を認めている。⁽⁴¹⁾

(3) 新制大学院改革

旧制度大学の下での大学院は学部付属の研究科にすぎなかったが、新制度の下では、学部から独立した高度な研究教育を行う機関となった。この制度は、アメリカの大学院制度を模倣したものであった。とはいうものの、アメリカは、四年制大学をリベラル・アーツ（教養機関）とし、その上に独立機関としての大学院を置いていたが、日本の大学は、学部編成を中心とし、専門研究科としての大学院を置いたことで両者の関係を非常に複雑なものにしていた。合せて大学院の教科内容の貧弱さも問われた。このために、教育刷新委員会は大学院のあり様にこだわり審議が長期化して結論を出せないでいた。戦前の伝統を生かしたヨーロッパ型大学院構想を主張する委員とアメリカ型グラジュエート・スクール構想を主張する委員の争いであり、両者の間で結論を出せなかった。その間に、大学基準協会が、C

I Eの指導のもとでアメリカ型大学院構想の導入に向けた具体的作業を進めていた。それは、大学院設置基準及び学位制度などの重要な作業であった。この案は、一九五〇年二月に大学院設置基準として、五三年一月には文部省令「学位規則」として承認された。

また、後者の「学位規則」によると、大学院の各科に、①二年の修士課程と三年の博士課程を置く、②各大学で授与する学位は、文部大臣に報告すること、③学位論文の公刊義務などを課している。とくに、博士課程には、高度な研究施設と充実した教員組織が必要とされた。このため、旧帝国大学、伝統ある単科大学および私立大学は各種の条件をみたしていたが、この条件が整わず修士課程のみを有する大学院となったケースも多い。したがって、修士課程のみの大学の学生は、二年間の修士課程では、研究の目的が達成できず博士課程を有する大学を目指し入学したものも多い。地方大学や単科大学の学生に多くみられた。これでは、独立した大学院とは決して言えるものではない。また、「学位規則」を見ると、学部との独立性が一つの特徴であるようにみえるが、①大学院の教員は、学部の専任教員を兼ねていること、②大学院としての独立した予算をもたず学部予算の中で扱われていたこと、このことは、独自の講座の設置ができないことを意味した。③大学院の諸施設は学部との兼用であった。⁽⁴²⁾こうしてみると、新制度の設立時の大学院は、本来の目的から離れ、学術研究の養成機関としては、あまりに貧弱なものであったといわなければならない。⁽⁴³⁾

4 私立大学の改革

(1) 戦後の私立大学の再出発

(i) 差別的私学政策からの解放

戦前の私立大学は、強い権限をもった政府、文部省、軍隊の介入によって、また官尊民卑の思想によって抑圧され差別的扱いを受けていた。とくに、一九四三（昭和一八）年に、東条内閣は国から自立しているはずの私立学校に対し私立大学の統廃合案まで打ち出してきた。これは私学軽視の政策であるとして、有力私学が結集して、その統廃合案の審議阻止に立ち上がり、その阻止に追い込んでいく。そのことが機縁で都内の一八大学が結集し、「私立大学協会」が組織された。⁽⁴⁴⁾この組織の中のメンバー校が中心となり、一九四七年一月には、幼稚園から大学までを含む日本私学団体総連合会（以下「私学総連」という）を結成し、G H QおよびC I Eが打ち出してくる教育の民主化政策とりわけ、私学振興政策を民主的なものとして受け止め、新制大学への移行に積極的に協力している。

(ii) 教育刷新委員会の私学政策・私立学校法の制定

C I Eは、文部省指導の教育改革では戦前の官立優位の路線を踏襲することになりかねないことを懸念し、私学関係者に対し文部省を経由しないで直接接触を図ってきた。その後、G H Q・C I Eとの接触を図っていた教育刷新委員会が私立学校の教育改革の検討にはいり、一九四六年二月に次のような建議をしている。⁽⁴⁵⁾その主な内容は、

「① 私立学校の組織形態は、経営主体の健全な発達を助成し、公共的民主的性格を賦与し、学校の基礎を確実にす

るためにも、従来のような民法法人でなく、学校法人が望ましく、そのための立法化を必要とすること

② 理事の中に教育者の代表を含め、理事会の諮問機関として評議員を設けること

③ 収益事業を行うことを可能にし、免税など財務的援助が考慮されるべきこと

④ 主務官庁の法人解散権、役員解散権を認めると同時に、主務官庁の諮問機関として私学団体から選ばれた代表者を含む委員会を設置することであった。

これらの私学政策は、後に制定される「私立学校法」の骨格をなすものであった。

一九四六（昭和二一）年二月といえは、日本国憲法が公布され（四六・一一・三）、教育基本法、学校教育法の立法の準備がなされていた時期である（一九四七年五月施行）。CIEは、すでに組織されていた「私学総連」に対し、この教育刷新委員会が建議した文部省廃止の動きをみて、「文部省を廃止する意向なので、文部省とは一切連絡しないで、私学独自で今後の私立学校の在り方についての方針をまとめてほしい」とった意向を「私学総連」に伝えてきた。⁽⁴⁶⁾「私学総連」は、これを受けて、一九四八年一月に、緊急理事会、緊急臨時総会を開いて「私学は、自主的行政の実施を要望する」との基本方針を決議した。しかし、CIEは、文部省の廃止ができなくなったと見るや、「私学総連」に対し、文部省と協議して政府案としての「私立学校法案」の提出を準備するよう要請をしている。

「私学総連」は、この要請に基づいて協議をはじめ、次のような内容を要望した。

① 文部大臣の私学行政に関する諮問機関として、私学代表が多数をしめる審議会を設置すること

② 私立大学については文部大臣が、大学以外の私立学校については都道府県知事が監督庁となること

③ 私立学校の設置廃止および設置者の認可並びに法令違反の場合の閉鎖命令に関する場合に限り、私立大学審議会⁽⁴⁷⁾の意見を聞いておこなうこと」としている。

「私学総連」の要望をうけて文部省が作成した私立学校法案について、「私学総連」のメンバーから、官僚による私学統制の要素が強く表れているとして承服できないとする批判が出された。「私学総連」も自ら私学の自主的運営を強調した具体的法律案を作成する（一九四八年三月）。

一九四九年一〇月にいたり、文部省は、私立学校法案を作成し閣議決定をした。そして、その案をCIEに提示した。CIEは、「私学総連」の要望に応えるよう大幅な修正勧告を要請した。「私学総連」は、閣議決定を経た「私立学校法案をどのように修正されなければならないか」といった文章を発表する。政府は、結果的には、国会の私学関係者やCIEの勧告を受けて修正を加え、政府案として国会に提出し私立学校法として成立し、一九四九年一二月一五日に公布された。

その法律の特徴を示すと、①は、私立学校の自主性を重んずる教育行政の確立である。このねらいは、私立学校に対する所轄官庁の監督権を制限することであり、その制限には、私立学校関係者で構成する私立大学審議会の意見を聴かなければならないとした。②は、私立学校の公共性をたかめるために、学校法人制度を創設した。すなわち、その学校法人は、経営主体として理事のほか監事及び評議員を必須の役員とするシステムを採用したことである。とくに、配慮したのは、評議員の選任であり、設立者、少数の有力者の専断によって学校が非民主化されることを防ぎ、かつ教職員、卒業生、その他関係者の意見が法人の運営に反映するよう、一定の規定を設けたことである。そして③は、私立学校に対する公の助成の法的可能性を明らかにしたことである。なお、私立大学への公的助成については別途で論じる（4. (3)私立大学と公の支配参照⁽⁴⁸⁾）。

(2) 主な私立大学の再出発の状況

戦後、官尊民卑もとから解放された東京の主な私立大学は、どのような展開を遂げていったであろうか。私立大学の中では、慶応義塾の創立が最も古く、続いて明治、法政、早稲田が創立されている。建学の思想は、「独立自尊」（慶応義塾）、「学の独立、模範国民の造就」（早稲田）、「権利自由、独立自治」（明治）、「自由の精神」（法政）でありいずれの大学も国家権力からの独立、自治を主張するが、昭和期にはいり、国家主義、全体主義の思想に抵抗を感じながらも、その思想行動を受け入れ積極的に協力している。戦後に至り、これらの私立大学は、大学の自律性、自主性の保障の下でそれぞれの大学の建学の精神を確認し、新しい大学の創造的再生をはじている。以下四つの伝統校を取り上げ、新しい大学の再出発の状況をみておこう。

(i) 慶応義塾大学

慶応義塾は、戦災でほとんどの建物が喪失している。そればかりか、残った日吉地区の諸施設は米軍に接収された。まず、慶応義塾は、大学役員の任期満了ということもあって、その人事刷新から始める。義塾の再興は、引き続き小泉信三の統投で進めるべきであるとの意向もあつたが、戦時中の言動が軍国主義に同調的であつたとして、小泉信三以外からの人選が求られ、潮田江次が選任された。したがって、慶応義塾の再建は、潮田江次塾長の下で始められる。翌一九四六（昭和二一）年が創立九〇周年であることもあって、その式典のなかで終戦の評価と今後一〇〇年に向けた大学の進むべき決意がみられる。すなわち、「慶応義塾は常にあくまでも民間において、国民に伍してその独立自尊を唱道し実践してまいりました。国民の間に封建思想を根絶やして、独立自治の風を植えつけようと卒戦力を尽くしま

した。官権軍閥の力と闘って、自由民権のために闘ってまいったのであります。しかるに今や私どもの苦心は報いられて、日本は民主国家として更生の第一歩を踏み出しました。……このたび実施せられました新しい憲法と申し、また先ごろ定められました教育基本法と申し、いずれも義塾が九〇年来唱えてまいりましたところが、そのまま盛られておるのであります。この時にあたり、義塾がこの伝統の精神をもつて国民の先導を勤めなければならないことは明らかであります。……教育は、人類がその平和と福祉のために持つておる共通の宝ものであります。……教育を尊重することは文明国民の間の通則であります。それだけ私どもの責任も重大であり、これを一刻もなおざりにしておくことは許されません」とその決意を新たにしている。⁽⁴⁹⁾ 慶應義塾大学の再生の道を抽象的であるがみることができるとは許されません」とその決意を新たにしている。

(ii) 早稲田大学

早稲田大学百年史(第四卷)によると、終戦直後から一九四九(昭和二四)年新制大学の出發までの数年間は、「本学苑にあつても苦惱の中を彷徨したときであつた。」と述べ、その方向性を模索し、かつ、活気と瑞々さがみられた中で学園の改革が進められた。その方向は、第一に、戦前における全体主義的傾向の除去、第二に、戦時ゆえに廃止されたものの復活、第三に、新生日本に相応しいものへの改革の三点であつた。多くの大学では、戦後日本の再出發に際し、総長などのメッセージがみられるが、早稲田では、中野登美雄総長が公職追放となり、また病床にあつたこともあり、あたらしい出發のメッセージがみられない。したがつて、先の改革方針に従いながら教科科目、教育内容の検討が進められている。また、一方で、民主化の潮流に応じて、いままでの理事による総長選挙規程を改め、九〇名の選挙人で構成する選挙会(維持員、教職員でない評議員、各学部、専門部各部、高等師範、学院及び専門学校の教授、助教授及び職員等から選出された者)からの投票で選ばれる。間接選挙ではあるが民主的な総長選挙であつたといわれている。総長選挙では、決選投票を経て津田左右吉総長が誕生した。しかし、津田左右吉は、その職を頑とし

て受け付けない。津田左右吉は、総長受託を固辞する理由についてこうのべている。「その第一に、私は七三歳の老齢であるし、総長という職に就くためにはもつと健康でなければならぬと思ふ。——第二に、今私がやっている仕事は自分の生涯をかけたものであり、一日本人として何等の御国に尽くすことが出来るとすれば、それは総長としてではなくむしろ一学究者としてあることを、私は自ら信じてゐる。最後に、私が総長を辞退するといふのは、一時の感情でもなく、学校に対する不信でもなく、全く純粹な学問の良心からであることを理解してほしいとおもふ」と。津田左右吉の辞退を承認した後、会津八一が候補に挙がった。津田左右吉の二の舞になつたら大変であるとしてあらかじめ候補者になることの了解を事前に取り付けることが必要であるとして、選出維持員が会津八一に接触をはかつたが、これも暗礁に乗り上げた。結局、四六年六月二十九日に、三度目の選挙で島田孝一が総長に選出されている。⁽⁵⁰⁾この島田孝一総長の下で戦後の学苑機構改革が展開されていくのである。

(iii) 明治大学

明治大学は、四五年九月一七日に授業が開始される。校舎、施設等は、戦災から免れた。九月二日に、鶴沢総明総長は「学問の道は変わらず、文化顕揚への学徒の決起を要望」と題した談話を発表している。「畏くも去る八月一五日、大詔を拝しまして、戦争は終結致しました。悲憤まことにやる方なく、只只吾ら到らざりしを、鞭ち、伏してお詫び申し上げる以外道のない私どもであります。」とのべたのち、今後は、「教育の衡に在るものとして、日本民族の持つ平和の歴史的任務を徹底的に教育の面に挿入し、中学より大学に到る迄一貫した理念を入植し以て新時代の要請に応えて行き度いと思ふのでございます」と。天皇の詔勅により戦争は終結したが、この結果にお詫びし、平和の歴史的任務を教育面に取り入れて、その徹底化を図るといつた決意を述べている。明治の建学の精神などに立ち戻つた積極的な姿勢は見られないが、平和国家を建設するための大学教育の開始を読み取ることができる。⁽⁵¹⁾まず、大学は、授業再

開のための措置、授業科目の検討、学費の値上げ、さらには、大学運営上の管理体制の改革を進める。一九四六（昭和二一）年四月には、新体制のもとで鶴沢総明は辞任し、近藤民雄総長が選出された。その総長の下、他の大学と同様、再建・復興計画が展開される。

(iv) 法政大学

法政大学の戦後の改革は、学生たちの中から始まった。自然発生的に自治会が組織され、それらの学生が四五年一月学生大会を開き「大会は、竹内総長を頂点とする軍国主義的教育体制の廃止、学生・教授代表による大学運営会議の設置、戦時中解雇された諸教授の復職などを大学側に要求した。大学側の誠意がないと見るや、学生大会で、一週間のストライキを決議し実施した。中には総長宅を訪問し辞職を勧告する者もいた。竹内総長は自発的に辞任し野上豊一郎が選任された。野上総長が学生に語りかけた一文がある。「国破れて山河ありといふが、豈山河のみならんや。人がある。諸君がそれである。諸君は恐らくは当分苦難の生活に悩まされるであろう。しかし、何としても打ち克たねばならぬ。諸君の前世代の人間たちが甘い夢を見ながら所謂立身出生世主義で勉強してゐた低調な生活をば須らく揚棄して、諸君は裸一貫で出直す覚悟が必要である。この苦難を克服し得る者の身が輝かしい将来の栄光を荷ひ得るのである。先ず迷妄を払ひ、懈怠を捨て、理知を研ぎ正しい批判力を持ち、道義の強健を志すことのみが、諸君を国家が幸福にするのである。」⁽⁵²⁾野上学長は、就任するや、大学の管理運営に、教育体制の課題に取り掛かっている。

ここでは、主な大学の戦後再出発の状況を、各大学が戦争及び権力の抑制から解放され、社会に対し又学生に対しどのような対応を示し、どのような改革をしようとしたのかについて、終戦時の大学責任者のメッセージを通して各大学の姿勢を考察しようと思つた。各大学では、財源難を克服しながらの、建学の精神に基づいた大学創りを、新しい代表者に変更して再出発しているが、大学の戦争に関する社会的、教育的責任についてはほとんど語られていな

いのは残念であった。

(3) 私立大学の自治と公の支配

私立大学が、自主性を重んじかつ公共的性格をもつ機関として発展するためには、国家からの助成なくして維持していくことが困難な状況におかれていた。とりわけ、戦災を蒙り校舎、建物を喪失した私立大学、私立専門学校は、五二校に及んでいた、と報じられている。また、就任当時の状況について、法政大学総長、大内兵衛は、『経済学五〇年』（東京大学出版会）において、「何といっても第一に感じたことは、私大の貧しさであり、その経営に無理があるということだ。法政大学は、特別に戦災を受けた大学で、ぼくがここに入ったときはまさに再建の初期であった。予算も二億に足らないほどで、先生の月給も払えるか払えないか、その境目という程度であった。」今は、財政の基礎が固いが、「その収入の殆んど全部は授業料である。国庫の補助もほとんどなく基本財産の収入は一文もなく、また卒業生の寄付など一文もない。この授業料だけでは大学の経営をやるといったことがそもそも無理な話である」とのべ、こうした状況生みだしたのは、『官僚主義日本の作った遺伝である』とまで言いきっている。⁽⁵³⁾このような私立大学の状況を確認し維持発展させようとすれば、私立大学の公共性をより強調し、自主性との葛藤をしながら国家への助成を求めるところはむしろ当然である。

私立学校法による公金の助成については、私立大学の学校法人化と並んで重視した結果の現われであった。その際、すでに成立を見ている日本国憲法第八九条に「公の支配に属しない教育事業に対しては公金を支出し、又はその利用に供してならない。」との規定があることからその私立大学がもつ自主性との整合性が図られなければならない。しか

し、反面、私立大学が自主性を強調されすぎると、公の支配に属する教育事業とはいえなくなる。そうなれば、公金の助成ができないのではないか、といったことが問題になる。この点についての私立大学の自主性の限界を巡る論議が活発に展開され、憲法解釈として克服されていった。ここでは当時の二、三の対立する当時の見解を紹介しておく。

まず、日本国憲法の制定過程の審議から見よう。当時の憲法担当大臣であった金森徳次郎は、山崎岩男議員の質問に対して、私学は、「公の支配に属すれば、補助金は出して宜しい、公の支配に属するという言葉の意味はどう云うことかと申しますと、やり放しの俣に学校がおかれて居ればそれは補助金を出してはならない。併し、国家の定める法令を基礎として国家がそれを十分に謂わば、監督とか営業というような方法を執つて居るならば、補助金を出して宜しい。こういうものでありまして、現在の私立学校の大部分につきまして補助金を出してよい」と答弁している。この解釈を受けて、一九四九（昭和二四）年の法務庁調査意見長官は、同じく、「公の支配」に属しない事業とは、国または地方公共団体がこれ（私立大学＝執者加筆）に対して決定的な支配力を持たない事業を意味する。つまり、「公の支配」に属しない事業とは、その構成、人事、内容および財政等について公の機関から具体的に発言、指導または干渉されることなく事業者が自らこれを行うものをいうのである。⁽⁵⁴⁾ 宮沢俊義は、「公の支配」の内容にこだわる徹底した文理解釈をとり、私立学校法で定める程度の微温的、名目的な監督では本条でいう「公の支配」に属するとするのは、すこぶる疑問であるとし、本条の後段の意味は、国または地方公共団体と私の事業との区分の厳格性を認めようとすることに意義がある。したがって、私立学校についていえば、私立学校に対していかなる意味においても、財政的援助をすることを禁止したのであるとする見解を展開し、このような規定を設けたのは、日本の実状に適合する規定とは言えない、と主張する。⁽⁵⁵⁾ 同じく、清宮四郎も『憲法1』（有斐閣、一九五七年）において違憲論を展開している。

これに対し、佐々木惣一は、「今日わが国の制度の下では、制度上学校とせられているものは、私立学校でも、すべて国家の規制しているものである。即ち公の支配に属する。憲法にいわゆる公の支配に属する、ということを解して、国家の経営しているものと誤ってはならぬ。そして、かかる国家の規制の下において経営せられている事業のために、公の財産を支出し又は利用しても差支えない。たとえば、国家が私立学校に補助することは毫もこの憲法の条規に反するものでない」⁽⁵⁶⁾。同じく、田畑忍『現代大学論』（平和書房、一九七〇年）においても合憲論を展開している。

おもうに、憲法制定議会で審議された第八九条の法制局意見にみられるように、また、より遡って戦前の大学令による私立大学の認可の実態をみると、その認可によつて私立大学が公的性格を付与され、国の規制の下におかれていた状況を前提として理解されていたことを思うとき、また、日本国憲法の下で学校教育法の認可条件が緩和されたとはいえ、憲法八九条にいう「公の支配」の下にある事業と解するのはむしろ当然である。要は、国立大学と同様、それ以上に私立大学の自治（自主性）を尊重したうえで「公の支配」もとにある事業でなければならないと解すべきである。今日、憲法二六条の教育権、教育の機会均等、憲法二三条の学問の自由、大学自治の保障の複合的観点からの論議がなされている。⁽⁵⁷⁾ここでは、この当時の憲法学者の学説を紹介したが、その後の諸見解については、別稿で紹介したい。

5 女子大学の教育の拡充

戦後の大学教育は、大学問題といった視点から捉えれば、官尊民卑、男尊女卑の差別化社会からの大学教育の解放であった。とりわけ、戦前の女子教育は、政府の為す差別的政策によつて翻弄され、教育内容への介入がなされ、女性の教育上の地位を抑制する厳しい監視の下おかれていた、といつても過言でない。

政府（幣原内閣）は、一九四五年一二月、女子大学の創設、男女共学実施等を盛り込んだ「女子教育刷新要綱」を発表した。その内容は、①女子に対し高等教育機関の開放、②大学における男女共学の実施、③女子の中等教育をその就業年限及び内容において男子並みにすることであった。しかし、政府が、男女共学の実施と言っても、国の女子高等教育については、東京女子高等師範、奈良女子高等師範をお茶の水女子大学、奈良女子大学としてそれぞれ昇格させるほかは、女子高等教育機関のみの女子大学は設置せず、男女共学とした大学入学への道を開くことで対応した。これに対し、私立大学の場合は、女子教育への門戸が開かれ、一気に拡充している。一九四八年、それまで専門学校として扱われていた女子大も公認の大学として昇格するのは、新制大学が一斉にスタートする一年前である。津田塾大学、日本女子大学、聖心女子大学、東京女子大学、神戸女子学院大学などである。⁽⁵⁸⁾『東京女子大学80年史』によると、「本学は建学時から男性と同レベルの『大学』を目指していた。しかし当時は『女性』であるがために専門学校令による学校しか認可されなかつたので実質的には高等学部の上に大学部を設けるに留まっていた。戦時中は、本学が掲げた理想はさまざまな形で行く手を遮られた。戦後になって、真の意味での『女子大学』が天下晴れて認められることになった」と。戦前における女子高等教育に対する差別の実態を読み取ることができる。⁽⁵⁹⁾東京女子大学をはじめ、先に示したキリスト系諸大学は、リベラル・アーツ教育を基本としていたために、新制大学の教養重視の方向にもっとも適合していたといえる。

一九四八年四月に、新制大学として大学が発足するが、それらの女子大学の設置目的の傾向をみると家政学科の新設、増設が中心であった。また、私学の女子教育機関の大学化の方向は、新制大学時にはむしろ短期大学として出発し、後に大学への切り替えが多くみられた。とくに、その傾向は地方に多い。この改革については、当時としては、教育行政が混迷する中で「僅かに新時代の到来を期待させる曙光のようなものであった。」と評価されている。⁽⁶⁰⁾

6 大学の自治と学生の地位

戦前の日本の大学は、官・公・私立を問わず、国の政策に左右されて、大学の自治は形骸化し、研究・教育を保障する学問の自由が機能している状態にはなかった。こうした戦前の反省を踏まえて、日本国憲法二三条に「学問の自由は、これを保障する」と定めた。それが研究教育の自由をまもるための大学のシステムの保障である。より具体的に言えば、外的には、権力からの自由を、内的には研究教育の自由を確立するためのシステムの保障である。これを一般的に大学の自治と呼んでいる。

ところが、学問の自由を保障する場としての大学が、早くもそれを阻害する多くの問題が生起した。ここでは、学問の自由、学生の活動の限界をめぐる大学の自治の問題として二つの事例を挙げて検討しよう。

(1) いわゆるイールズ事件——研究の自由をめぐる

(i) GHQの占領政策

GHQの戦後の占領政策は、日本の非軍事化と民主化に全力を注ぎ、大学についても民主的管理を助長する方針をとっていたが、米ソの冷戦の激化によって日本の民主化の方向を自由主義・反共陣営の一員として再編する方向に政策の転換を図ってきた。この政策の転換によって、学問の自由・大学に自治に対する新たな波紋が投げかけられた。一九四九（昭和二四）年に、CIEは、CIE顧問W・C・イールズを、全国の大学に派遣して講演を行い共産主義者

を大学から追放せよと説いて回った。一九四九年七月一九日、新潟大学開講式を皮切りに、全国三〇に及ぶ大学を行脚したといわれている。W・C・イールズは、教職員の除外理由をあげ「……彼らは共産党に入党したその時、その自由を放棄したのである。したがって彼らは、民主主義国における大学教授であることは許されない」、さらには、大学人に対して「眞の学問の自由を維持するために共産党員が教授団に加わることを拒絶する権利をもっているのみならず義務なのである」とする内容であった。⁽⁶¹⁾

全国の大学を巡回中に、大学によつては、このような内容の講演は、教授の学問、思想の自由を侵すものとして講演者側と学生との間でトラブルを起こしている。たとえば、東北大（一九五〇年五月二日）、北海道大（一九五〇年五月一日）など多くの大学で、W・C・イールズの反共演説を停止すべきとして学生の激しい抗議が行われ、講演を中止に追い込んでいる。この学生の抗議に支援の意思表示をした教授にも圧力がかり辞職勧告がなされ、法廷闘争に持ち込んだケースもある。⁽⁶²⁾ また、W・C・イールズが巡回を始めた一九四九（昭和二四）年といえは、新制大学への移行期である。師範学校、専門学校、（旧制）高等学校の教員の、大学教員としての資格審査期でもある。これを利用して、新制大学の定員数に絞りをかけていたといわれている。まさに教員資格の思想審査であった。

イールズ事件の背景には、一九四八年から一九四九年にかけて、アメリカでは、全産業分野でレッド・パージの嵐が吹き荒れていた。その嵐が日本の教育界にも及んできた。そしてさらに、深刻なものにしたのは朝鮮戦争の勃発であった。「日本は、アメリカの占領下にあるので、アメリカの占領政策の一環として見れば、法的には一見問題がないようにみえる。しかし、アメリカは、日本の敗戦に際し、ポツダム宣言に基づいて占領政策が行われることに調印をしたことを考えれば、そのポツダム宣言に定めた『言論、宗教及び思想の自由並基本的人權の尊重は確立せらるべし』との規定に反することになる。したがって、それらの人權、自由にかかわる思想を伴う弾圧は、ポツダム宣言を無視

したものであり決して許されものであつてはならない。

しかし、天野貞裕文部大臣は、このようなアメリカの思想的介入を正当化している。天野貞裕は、記者会見で「大学教授の適格審査を行う。共産党の指令に拘束されたり、アメリカ占領軍に反対したり、このために他人を指導したりする場合は追放は免れない。来月の追放措置の準備は終り文部大臣の責任で行う。辞職を勧告しても応じなければ追放措置をとる。」⁽⁶³⁾と。アメリカのこうした措置に迎合する日本政府の姿勢を見ることが出来る。

(ii) 政治と思想

戦前は、軍国主義、国家主義思想が国柄である国体の原理とされ、これに反する共産主義、社会主義思想が、さらに、戦時中にあつては自由主義思想が排除され、人民戦線事件、矢内原事件、河合事件などを生んだ、戦後は、占領統治のもとでそれらの反省を踏まえ、自由主義、反軍国主義、社会主義、共産主義思想が解放され、自由主義、個人主義思想を基軸に思想の自由が保障された。それが日本国憲法に具体的に明記されている。当時、GHQがとつた共産主義思想を持つ教授のレッド・パージ追放勧告に対し、たとえば、尾高朝雄（東京大学教授）は、共産主義的な立場に立つ学者が教壇の上から、その思想の呼びかけは許されないとしても、「共産主義に共鳴する学者が、その立場から社会現象を分析し、その研究の結果を大学で講義したり、発表したりすることまでは、憲法二三条の学問の自由の範囲である。……原理としては、その線で、学問の自由を守るのが、真理に忠実であろうとする者の執るべき態度であると信ずる」と。学問の自由に一定の限界を認めながらもGHQの行動に批判を加えている。⁽⁶⁴⁾同じく、南原繁は、一九四九（昭和二四）年一〇月に「学問の自由と大学教授の責任」と題し、「国立大学において教授が単に、いかなる特定政党——しかも合理的と公認された政党——に所属しているというこの理由だけで教授としての適格性を云々することは理由なきことである」とのべながら、しかし、何人もその地位と職務を濫用して特定党派のために宣伝し政

治的活動を行う等いやしくも学問の自由と教育の自主性を自ら放棄したり、その他教授としての責務に悖るがごとき言論は、自粛自戒しなければならぬ。これら具体的事業のあつた場合には、大学においては、それぞれ正規の機関の議を経て自治的に決定されなければならない」と。思うに、南原繁の言われるように、戦前戦中を通して「思想統制」という苦い経験をもち、やつと非軍事化民主化政策が展開されたばかりである。それがアメリカの占領政策の転換によつて「思想統制」が図られることは、日本国憲法二三条を反故するものであつて許されるべきではない。戦後日本の大学がまず直面した衝撃的事件であつた。

(2) ポポロ事件——学生自治の限界をめぐつて

イールズ事件は、占領下であつたとはいえ、研究者の思想・学問の自由に直接かかわる問題であるのに対し、ポポロ事件は、大学における学生自治の限界をめぐる問題である。まず事件の内容から紹介しよう。

一九五二（昭和二七）年二月二〇日、東京大学公認の学生団体「ポポロ劇団」が、大学の許可を得て、当時社会問題になつてきた松川事件を題材にした公開の演劇発表会を開催した。その演劇観賞中に警備担当の警察官が情報収集活動の目的で大学構内に潜入しているのを学生が発見した。学生は、この警官をつるしあげ、同大学職員の立ち会いの下、謝罪文を書かせた事件である。これを一般に「ポポロ事件」とよんでいる。⁽⁶⁵⁾

この事件は法廷闘争に持ち込まれた。第一審（東京地裁）では、「学内の秩序が乱されるおそれのある場合でも、それが学生、教員の学問活動及び教育活動の核心に関連を有するものである限り、大学内の秩序維持は、緊急止むを得ない場合を除いて、第一次的には大学学長の責任において、その管理下において処理され、その自律的に任せられな

ければならない」とのべ、学生の行動に対し無罪の判決を言い渡した（一九五四年五月一日、判時二六号三頁）。第二審（東京高裁）は、この判決を支持した（一九五六年五月八日、高刑集九卷五号四二五頁）。

ところが、一九六三年五月に最高裁判所は、学内に演劇活動とその公開について、その活動は「真に、学問的な研究と発表のためでなく、実社会の政治的社会的活動であり、かつ公開の集会であつて、大学の学問の自由と自治は、これを享有しないといわなければならない。したがつて、本件の集會に警察官が立ち入つたことは、大学の学問の自由と自治を侵すものではない。」と判示した。この判決では、次のことが問題点として論議された。

第一に、本件の学内における演劇発表会は、学問的活動ではないので、警察権力による学内偵察活動の下に制限されるとした点である。最高裁は、学内における演劇活動を、実社会の政治的社会的活動と峻別し、その公開は、学問的な研究と発表のためではないとするが、果たしてそれが可能なかが問われる。この峻別によつて、警察の学内偵察活動としての公権力による大学への介入を正当化したことである。大学は、治外法権の場ではないことは言うまでもないが、その集會の性質を判断するのが警察と云うことであれば、大学は、警察の監視の下に置かれることになる⁽⁶⁶⁾。そうなれば、明治憲法下の、より厳しく言えば、戦時下の警察権力の行使と全く変わりが無いものとなる。そればかりか、学生の自治それ自身が認められないことになる。第二に、最高裁は学生の地位について「大学の施設と学生は、これらの（大学Ⅱ執者加筆）自由と自治の効果として、施設が大学当局によつて自治的に管理され、学生も学問の自由と施設の利用を認められるのである」（最大判昭和三八・五・二三刑集一七―四―三七〇）と判示した。学生の地位を大学の自治の保障の下にあることを否定した判決となつてゐる。この主張について、当時、有倉遼吉（早稲田大学教授）は、「大学を他の文化的营造物、たとえば、美術館、博物館、図書館と同視した」扱ひに問題があるとし、大学は「他の营造物と異なり、研究と教育の場としての特殊性」が保障され、学生は「教員から学ぶとともに教員に

学問的示唆を供するという精神と精神の交渉過程こそ大学の特色」であると批判している。⁽⁶⁷⁾

こうして見てくると、占領下であるとはいえないイーブルズ事件を通して大学における思想の自由、研究の自由の限界が、また、ポポロ事件を通して大学の自治の範囲を狭め、学生の地位を大学の自治の保障外においたことが明らかとなる。早くも大学の自治の危機が到来したと解される事件であった。⁽⁶⁸⁾

7 一応のまとめ

終戦以来の占領期の大学の位相を見ると、次のようにまとめることができる。

第一に、戦後の大学改革は占領期であるということもあって、GHQ、CIE、教育刷新委員会のリードのもとで進められた。その改革の一つが大学管理体制の民主化であった。その民主化は文部省の解体であり、大学の管理運営の改革にむけられた。前者は文部省の抵抗にあり、後者は国立大学管理法案、国立大学地方移譲案に見られるように、大学の学長、学部長、評議員といった管理機構、及び事務職員等の人事権の改革におよんだが、この改革は教授会自治の形骸化をもたらすものとして現場教授団の強い抗議などによって実現を見ることがなかった。戦前における国の、大学管理者の教授会、各教授への介入をおそれることであったといえる。これらの課題は、大学の民主化改革が進められていく中で、特に後者は、近年改革を見た国立大学法人化にいたるまで論議されていた問題であった。しかし、この法人化への移行は、成功したと言えるか否かで多様な意見が出されており、現在においてもそのあり様が問われている。

第二は、学制改革である。明治期にみられた近代教育制度の下での高等教育は、帝国大学を焦点にして、あまりに複

雑な高等教育制度体制を作り上げ、高等教育機関の差別化を生んでいたが、戦後の改革は、旧制度とは全く異なった六・三・三・四制の学制を完成させた（医学部のみが六年制）。この改革は、帝国大学の特権を排除し、一般の大学の格上げに成功したが、一元化された高等教育の改革では、社会的ニーズに対応できない側面が現れ、修正を余儀なくされた。これらの課題は、一九五二年の講和条約締結後の高等専門学校誕生と短期大学制度の固定化等によって高等教育の一元化の修正に一応の決着を見せている。しかし、大学院改革では、アメリカの大学院制にならって研究教育を行う修士・博士課程をもつ大学院を登場させたが、機能的に見てあまりに問題がありすぎた。とりわけ、（旧制）高等学校や専門学校を昇格して大学となった新制大学に、大学院の創設を義務づけたため質と量を十分にともなった大学院とはならなかった。その後も、大学院のあり様は、改革論議が起こる度に問題になっている。

第三に、私立大学の文部省統制からの解放である。戦前においては、私立大学の場合、教員採用人事にいたるまで文部省認可が要件とされていたが、それらの要件とされていた内容はかなり緩和された。しかし、私立大学の教育内容の自由化は学生の要望にある程度応えることはできても、大学運営では、財源難に陥り存立すら危ぶまれた大学が続出した。政府は、日本国憲法八九条を根拠に財政補助には冷酷であった。私立大学の公共的性格を政府は認めるものの、大学の設置主義を盾に依然として差別化をつづけていた。したがって、私立大学は、学生の授業料を中心にした大学経営をせざるを得なかった。大学によっては、設立当初から大学と言えないほどの貧困な教育内容をもつ大学もあった。私学関係者は、日本私学団体総連合会（一九四七年に設置）を組織し、また、学生運動も私学助成の増額に向けて立ち上がっていた。

第四に、新制大学の学部を中心にした教育内容の特徴は、前期二年間を一般的教育課題として教養科目の履習を、後期二年間を専門課程としたが、専門学部としての後期二年間の専門科目の履習では、専門にたけた学生を養成できな

いといった批判が出され、後に述べるように一般教育科目領域まで入り込んだ専門科目の履習を求めるカリキュラムを設計せざるを得ない状況を早くから生みだしていた。これが後の教養科目の軽視を生むことになる。教養科目の軽視は、個性の喪失をもたらす要因になっていったといえる。

第五に、大学は、GHQの民主化政策を受けて、真理の探究を目指す学問の自由と大学の自治の確立にあったが、米ソの冷戦によってGHQは、日本の占領政策を変更し共産主義勢力の一掃に乗り出した。これは、占領下における教育研究の自由の制約をもたらし、また、ポポロ事件を通して学生生活動の限界が裁判所によって示されることになる。大学の自由の全面的展開に対する一つの歯止めであった。

第六に、私立大学は、国立大学の補助的、補充的な大学では最早ないことを確認したことである。

大学に学ぶ学生数をみても、私立大学の学生数は、国立大学に比べて圧倒的に多い。文部省の学校基本調査報告書によると、一九四九（昭和二四）年度で、すでに私立大学の学生数は、国立大学の学生数の約二・二倍である（国立大 学学生数三八、六八七人、公立大学三、七九九人、私立大学八四、三八二人）。とりわけ、私立大学及びその学生は、東京圏、関西圏、中部圏に集中していた。すでに私立大学を抜きにして、日本の大学については語れない状況になっていた。しかし、大学改革に当たっていた関係者は、このことをまず確認し、私立大学を含めた総合的視点に立った大学創りを考えていくべきであった。私立大学政策の貧困さが目立った戦後の状況であった。

最後に一言したいのは、大学の社会的責任についてである。一九四五年八月一日ポツダム宣言の受託が国民向けに発せられた。その受託は自由と人権、民主、平和の新体制の発意を意味した。国家主義教育から自由を尊ぶ個人主義教育への転換であった。知的生産の場であり人間陶冶の場である大学にとつての果たすべき責任は大きかった。大学関係者は、GHQから発せられた「教育関係者の公職追放」から法的に免れたとしても、研究教育を担う大学とし

ての社会的、道義的責任は重く受けとめざるをえなかったはずである。たとえ、戦時体制下での政府の大学に対する強制的指示（学徒出陣、動員など）であろうと、その指示に、なぜ、歯止めをかけることが教育研究機関（大学）として、あるいは大学人としてできなかったのか。また、戦後の転換した社会にあっても、大学あるいは大学人としてどのような対応をしていくべきかについて、当然考えていたはずである。ここでは、転換期の主な大学の代表者のメッセージの一部を紹介したにとどまっているが、詳細は今後の研究の課題としたい。

注

- (1) 教育刷新委員会は、内閣総理大臣の下に審議機関として設置された。委員会のメンバーは、各界（大学、教育界、政財界、文部省高官）の識者五〇名で組織された。設立当初、委員長は、安倍能成文部大臣であったが、一年後には、南原繁東京帝国大学総長が就任した。委員会は、毎週一回の総会と二一の特別委員会を設け精力的に活動した。その課題の中心は、戦後日本の学校教育体系の大改革にあった。この改革は、委員会によって自由に行われたわけではなく、民間情報教育局（CIE）の指導を受け、文部省の協力調整の下で進められていた。この委員会の取り上げた主な内容については、戦後教育制度の骨格をなす内容のものが多く、①教育基本法の立案、②六・三・三・四制への改革と学校教育法の制定、③宗教教育をめぐる問題、④教育委員会制度、⑤教員の身分待遇及び教員組合、⑥教員養成の課題や教育施設の整備及び教育行政機構改革にまで及んでいる。ここでは、大学教育にかかわる重要な課題を取り上げた。なお、教育刷新委員会は、一九四九（昭和二四）年六月に教育刷新審議会と名称を変え、一九五二（昭和二七）年六月二二日に廃止された。その後、一九五二（昭和二七）年六月に文部省設置法の改正によって中央教育審議会が設置され、教育刷新審議会の任務を継承している（山口周三「南原繁と戦後教育改革」（東信堂二〇九年）二五頁）。

- (2) 大学基準協会は、民間の専門家団体として設置され、学制制度など民主化にむけた調査、改革提案を行っている。大学基準協会は、一九四七（昭和二二）年三月二五日に「大学設立基準設定に関する協議会」（一九四六年一〇月設立）の名称を改めている。この協会は、民間の専門家団体として設立したところに意義がある。「教育刷新委員会」が、GHQと密接な連絡を取りながら、高等教育機関全般に及ぶ改革を検討し、建議しているのに対し、大学基準協会は、民間の専門機関としてGHQと連絡を取りながら学制制度の根幹にかかわる「新制大学設置に関する基準」「大学院設置基準」の作成をはじめ教育内容などにか

わるものを扱っていた。大学基準協会が作成した設置基準について、GHQの支配下のもとで行われては困るといった批判が出された。しかし、監督官庁となり認可権を持つ文部省は、この大学基準協会の作成した設置基準をそのまま認可基準として用いている。しかも、認可権を持つ文部大臣の諮問機関として設置した大学設置委員会（一九四八年設置）に大学基準協会のメンバー半数が委員として参加している。

- (3) 法学協会『註解日本国憲法』（有斐閣、一九五三年）四六二頁。
- (4) 山口周三・前掲書 八頁。
- (5) 山口周三・前掲書 二〇頁。
- (6) 明治大学百年史編纂委員会『明治大学百年史第四卷通史編Ⅱ』三八二―三八四頁。
- (7) 海後宗臣・寺崎昌男編『大学教育』（東京大学出版会、一九五〇年）六八頁以下、明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史編Ⅱ 三八四頁。
- (8) 海後宗臣・寺崎昌男編・前掲書 一一八―一二二頁。
- (9) 東京大学百年史編纂委員会『東京大学百年史』通史Ⅱ 一〇一六頁、中央大学百年史編纂委員会『中央大学百年史通史編下巻』一五九頁。
- (10) 東京大学百年史編纂委員会・前掲書通史Ⅱ 一〇二二頁、明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ 四二〇頁。
- (11) 東京大学百年史編纂委員会・前掲書通史Ⅱ 一〇一八頁以下。
- (12) 京都大学編『京都大学70年史』一三二―一三三頁。
- (13) 一橋大学学園史刊行委員会『一橋大学120年史』一七五頁以下。
- (14) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史編Ⅱ 四二〇頁、中央大学百年史編纂委員会・前掲書通史下巻 一六〇頁。
- (15) 教育基本法（一九四七年三月三十一日制定）の公布とともに「教育勅語は、翌二三年六月一九日衆参両院において、軍人勅語その他とともに排除、失効確認の決議がなされた」（早稲田大学大学史編集所『早稲田大学百年史第四巻』九〇六頁。
- (16) 山口周三・前掲書 二五九―二六〇頁。
- (17) 中央教育委員会は、一九五一年六月に発足した文部省の諮問機関である。委員数は、三〇人以内。委員の任命は、文部大臣が行う。委員選出の基準はない。
- (18) 山口周三・前掲書一二六頁および二五九頁、そのほか、戦前の勅令主義にもとづいた文部省の行為を紹介した論文として、住正巳「文部省廃止論」『世界』一八八二年一月号所収（岩波書店、世界主要論文集、一九五五年発行）。

- (19) 伊ヶ崎曉生・「学問の自由と大学の自治」(三省堂、二〇〇一年)一一〇頁以下。
- (20) 「大学法試案要綱」は、C I Eの意向を強く反映したものとされている。その内容は、アメリカの州立大学の管理運営制度をモデルにしている。その特徴は、学外者をメンバーに加え、その理事会を各大学に開設して大学の最高機関とするものであった。この案に教育刷新委員会をはじめ国立大学総長会議、全学連および日教組が反対した。理事会による支配は、大学の自治、学問の自由が侵害される危険性がある。学外者が大学総長の任命に関与することは、大学の自主性の喪失に連なる、として反対している(明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ 四八四頁、山口周三・前掲書一四二頁以下)。
- (21) 伊ヶ崎曉生・前掲書一一九頁以下。
- (22) 家永三郎『大学の自由』(瑞書房 一九六二年)九九頁以下。
- (23) 京都大学編『京都大学70年史』一五七頁。
- (24) 家永三郎・前掲書 一一七頁。
- (25) 早稲田大学大学史編纂所・前掲書第四卷 九〇八頁。
- (26) 草野克豪『日本の大学制度』(弘文堂 二〇〇八年)八九頁。
- (27) 山口周三・前掲書 一四六頁、当時、外地における帝国大学(京城帝国大学、台北帝国大学)の廃止と連動し、新たな要求として、北陸地方、中国及び四国地方にも帝国大学を設置すべしといった運動がおこってきたが、実現せずに終わった。
- (28) 草原克豪・前掲書一〇二頁。
- (29) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書四卷通史Ⅱ三八九頁以下。
- (30) 海後宗臣、寺崎昌男編・前掲書 一〇五頁。
- (31) 一九四九(昭和二二)年に新制大学が発足するが、一九四八年に、既に公立、私立大学の二二校が認可を得ていた(草原克豪・前掲書八〇頁)。
- (32) 草原克豪・前掲書一〇二頁。
- (33) 草原克豪・前掲書一〇五頁、山口周三・前掲書一四九頁。
- (34) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二 九七一頁。
- (35) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二 九七四頁。
- (36) 山口周三・前掲書 一四九頁―一五二頁。
- (37) わが歩みし道 南原繁刊行委員会『わが歩みし道 南原繁』(東京大学出版会、二〇〇四年)一一二頁。

- (38) 山口周二・前掲書 一四九頁。
- (39) 京都大学入学式が一九四九年七月に行はれ、鳥養学長は、滝川事件については触れていない。
- (40) 滝川幸辰『激流』（河出書房新社、一九六三年）一三三—一三四頁。
- (41) 関正夫『日本の大学教育政策』（玉川出版部）八二頁。
- (42) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ五二二頁。
- (43) 大学院の設置には、施設、制度、教授、その他スタッフを準備しなければならず、特に、博士課程の設置には、教授適格者を揃えることが大変であったことを、多くの大学の責任者は、回顧している（たとえば、関西大学百年史編纂委員会『関西大学百年史 通史編上』九七一頁）。
- (44) 草原克豪・前掲書八五頁。
- (45) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ 四八七—四八九頁。
- (46) 大塚仁編著『戦後大学史』（第一法規、一九八八年）三二二頁。
- (47) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ 四八八頁。
- (48) 詳しくは、土持ゲリー法一「新制大学の誕生」（玉川大学出版部、一九九六年）二〇九頁以下を参照。
- (49) 慶応義塾発行『慶応義塾百年史 下巻』一五頁以下。
- (50) 早稲田大学百年史編集所・前掲書第四卷四二〇頁以下。
- (51) 明治大学百年史編纂委員会『明治大学百年史第二卷、資料編Ⅱ』七四一頁。
- (52) 法政大学百年史編纂委員会『法政大学百年史』二五四—二五七頁。
- (53) 大内兵衛『経済学50年』（東京大学出版会 一九六〇年）四二九頁以下。
- (54) 憲法八九条の解釈について、法務庁は「公の支配の属しない事業」という文言の解釈について私立学校といえども教育基本法、学校教育法等の適用を受けている限り、公の支配に属するものと考える（昭和二十四年二月一日 法務庁調査二発八号）といった見解を発表している（早稲田大学大学史編集所・前掲書第四卷 九一一頁）。
- (55) 宮沢俊義『日本国憲法（コメンタール）』（日本評論社 一九五五年）七四八頁、清宮四郎『憲法Ⅰ』（有斐閣、一九五七年）二一五頁。
- (56) 佐々木惣一『日本国憲法』（有斐閣、一九五二年）三三三頁。田畑忍『現代大学論』（平和書房、一九七〇年）一七三頁以下。

- (57) 小林直樹『新版憲法講義・下』（東京大学出版会一九八二年）四〇一頁 吉田善明『新版日本国憲法論』（三省堂、二〇〇七年）一九五頁。
- (58) 草原克豪・前掲書 八〇頁。
- (59) 東京女子大学80年史編纂委員会『東京女子大学の80年』（一九九二年）一四二頁。
- (60) 早稲田大学大学史編集所・前掲書第四卷 八九五頁。
- (61) 海後宗臣、寺崎昌男編・前掲書五〇頁、土持ゲーリー法一・前掲書二二二頁、伊ヶ埴曉生・前掲書二二六頁。
- (62) 海後宗臣、寺崎昌男・前掲書 三〇頁。
- (63) 天野貞裕の発言については、伊ヶ埴曉生・前掲書一二七頁。
- (64) 読賣新聞一九四九年九月二五日、海後宗臣、寺崎昌男編・前掲書三〇頁、永井憲一『憲法と教育基本権』（勁草書房、一九七〇年）一六五頁、田中館照橋『大学教育行政の理論』（信山社 一九八九年）五八頁。
- (65) 家永三郎・前掲書一三七頁以下。
- (66) 橋本公巨「大学の自治」（日本公法学会・公法研究二九号）五四―五五頁。
- (67) 有倉遼吉『憲法秩序の保障』（一九六四年）一六六頁。
- (68) 家永三郎・前掲書一三六頁 土持ゲーリー法一・前掲書一八六頁。